

薬生食輸発0818第1号
令和2年8月18日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(タイ産マンゴーのシペルメトリン及びベトナム産青とうがらしのプロピコナゾール)

標記については、令和2年3月30日付け薬生食輸発0330第1号(最終改正:令和2年8月17日付け薬生食輸発0817第1号)により通知したところである。

今般、輸入時のモニタリング検査においてタイ産マンゴーからシペルメトリン及びベトナム産青とうがらしからプロピコナゾールを検出したことから、同通知の別添1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

なお、ベトナム産青とうがらしのプロピコナゾールについては、登録検査機関による検査命令の受託体制が整うまでの間は、行政検査にて対応することとし、検査命令の発出を開始する日については、別途連絡することとする。

記

1. 別添1のタイの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
------------	----	-------	----------	-------	-------------------

マンゴー及びその加工品（簡易な加工に限る。）	生鮮マンゴーにあっては、別途示すタイ政府が発行した証明書が添付されているものにおいて、かつ別途指示する輸出者から輸出されたものを除く。 冷凍カットマンゴー及びフリーズドライマンゴーにあっては、別途指示する製造者が製造したもので、かつ別途示すタイ政府が発行したクロルピリホス及びプロピコナゾールに係る証明書が添付されているものを除く。	クロルピリホス プロピコナゾール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるクロルピリホス及び基準値(0.01ppm)を超えるプロピコナゾールが検出されるおそれがあるため。
------------------------	---	---------------------	-------------	---	--

を

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
マンゴー及びその加工品（簡易な加工に限る。）	生鮮マンゴーにあっては、別途示すタイ政府が発行した証明書が添付されているものにおいて、かつ別途指示する輸出者から輸出されたものを除く。 冷凍カットマンゴー及びフリーズドライマンゴーにあっては、別途指示する製造者が製造したもので、かつ別途示すタイ政府が発行したクロルピリホス及びプロピコナゾールに係る証明書が添付されているものを除く。	クロルピリホス プロピコナゾール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるクロルピリホス及び基準値(0.01ppm)を超えるプロピコナゾールが検出されるおそれがあるため。

	—	シペルメ トリン	別表1 の3に よること。	平成17年1 月24日付け 食安発第 0124001号 「食品に残 留する農 薬、飼料添 加物又は動 物用医薬品 の成分であ る物質の試 験法につい て」による こと。	基準値(0.03ppm)を 超えるシペルメトリンが 検出されるおそれがあるため。
--	---	-------------	---------------------	---	--

に改め、

2. 別添1のベトナムの項中、

製品検査の 対象食品等	条件	検査の項 目	試験品 採取の 方法	検査の方法	検査を受けることを 命ずる具体的理由
青とうがらし及びその 加工品(簡 易な加工に 限る。)	—	プロピコ ナゾール	別表1 の3に よること。	平成17年1 月24日付け 食安発第 0124001号 「食品に残 留する農 薬、飼料添 加物又は動 物用医薬品 の成分であ る物質の試 験法につい て」による こと。	基準値(0.01ppm)を 超えるプロピコナゾ ールが検出されるお それがあるため。

を追加する。